

新庁舎建設基本構想案に対する意見の内容及び町の見解について

No.	意見の内容	町の見解
1	<p>庁舎建設場所は現庁舎に近い所が良いと思います。隣接用地を取得して建設出来ないでしょうか。庁舎建設となると地権者も協力し、十分な用地確保が出来ると思います。隣接だと、建設中の現場管理もしやすいです。完成後は駐車場からの動線で、行在所も公園として有効活用ができます。建設予定地が示されたときは、現在地付近以外どこも適地がないと思いました。役場に用事で行くときは、公民館、郵便局、近くの商店、銀行等をまとめてから行きます。役場は地域に貢献する事業所です。現在地からの移転は街の形態を大きく変えてしまいます。郵便局は役場が近いから建設場所を決めたのではありませんか。新町になると、馬門線は朝夕の混雑も考慮し、いざ災害時にはそれ以上の交通量になります。混雑甚だしい中、災害本部となる役場はスムーズに機能を果たせるでしょうか。普段でも右折が難しい事を考えてみてください。いつ災害が発生するかわかりません。毎日、買い物、病院等で他町村の方達がたくさん来町しています。現、野辺地町役場は認知度が高いです。安心、安全を考えてください。</p> <p>これから先のことを考えて、野辺地中学校南側新町民有地は少しでも固定資産税収入源、そのままにしておきましょう。</p>	<p>現庁舎敷地及び隣接する民有地を新庁舎の建設用地とした場合、仮庁舎の建設が必要となり、それに伴う全体スケジュールへの影響や費用負担が課題となります。この課題を解消するためには、購入した民有地に先に新庁舎を建設し、完成した後に現庁舎を解体し跡地を駐車場とすることが条件となりますが、建築基準法による建ぺい率を考慮した場合、新庁舎の建築面積としての余裕度はほとんどなく、また、敷地内に設置されている防災無線設備（放送局舎・アンテナ）が障害となり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じます。これにより、利用客数の多い窓口を1階に集約することや敷地内の車両の通行に支障をきたすなど、新庁舎としての利便性を十分に発揮できない恐れがあります。</p> <p>なお、当該場所における用地購入面積は、基本構想案18ページに掲載のとおり、隣接する民有地約1,700㎡としており、それ以外につきましては購入することは考えておりません。</p> <p>一方、野辺地中学校南側新町民有地の場合、郵便局や金融機関等が集約する中心市街地からは若干距離は離れますが、新庁舎建設に必要とされる面積に対する余裕度もあり、新庁舎に求められる機能性、利便性を十分に確保することができます。</p> <p>また、県道馬門野辺地線の交通量に関する御意見ですが、野辺地中学校南側新町民有地は県道馬門野辺地線のほか周辺の町道とも接道しております。県道馬門野辺地線の交通量がどの程度支障を及ぼすのか明確ではありませんので、交通量調</p>

No.	意見の内容	町の見解
		<p>査等を勘案した上で、必要があれば対応を検討したいと考えております。</p> <p>なお、避難を伴う災害が発生したときなどで渋滞が見込まれる場合は、災害対策本部に交通整理員を配置しますので、それにより庁舎敷地への円滑な出入りを確保することとします。</p>
2	<p>役場内部の配置ですが、1階に来庁者がくつろげる場所を考えているようなので、議会の傍聴が出来るようにパブリックビューを設置し、開かれた野辺地町にしてください。議場で傍聴もいいですが、発言はできません。出来れば各階に、職員も議会の様子がわかるよう設置すれば良いと思います。</p>	<p>基本構想案の中の基本方針で来庁者がリラックスできる待合スペースの確保を挙げております。パブリックビューにつきましては基本設計・実施設計の過程で議会とも協議しながら検討していきたいと考えております。</p>
3	<p>基本構想案ではホストコンピューター室がないようですが、必要だと思えます。</p>	<p>基本構想案の中では、建設候補地に必要な面積を検討するために、概ねの延床面積や建築面積を算定しております。</p> <p>コンピューター室や機械室などの個々の部屋の配置、いわゆる空間利用計画につきましては、基本設計の過程において、総延床面積の範囲内で精査していくこととなります。</p>
4	<p>庁舎は簡単に建て替えられるものではありません。このたびは起債対象事業になりましたが、普段は何の補助も受けられません。庁舎維持修繕に特化した基金積立も必要です。何十年と使用するため、修繕には莫大な費用が必要となります。</p>	<p>維持修繕に係る費用をなるべく抑えるためには、明らかな不具合が発生してから多くの費用を投じて対処する対症療法型の維持管理ではなく、定期的に点検・診断を行い機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を行うことが望ましく、これにより長寿命化が図られるものと考えております。</p> <p>このことから、定期的な大規模改修も必要と思われるので、公共施設整備基金等の活用も今後検討していきたいと考えております。</p>

No.	意見の内容	町の見解
5	<p>庁舎建設は、職員、議員の皆様も町民です。みんなが協力してもらいたいです。地域に貢献する事業所である役場だということを忘れず、子々孫々禍根を残さないよう進めていくことを期待いたします。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>基本構想案は、「災害時の防災拠点として機能する庁舎」かつ「町民にとって利用しやすい庁舎」であることを建設の基本方針とし、100台分の駐車スペース2,500㎡と、延床面積を現在の1.56倍である4,000㎡（起債対象の上限面積）の新庁舎を建設するという条件で4つの候補地を挙げ、その中から第1候補地を決めています。私はそもそもの新庁舎建設規模について疑問を持っています。11月15日に町HPに掲載されました「町公共施設等総合管理計画」では、平成27年度の人口13,500人が平成52年度（新庁舎建設に係る起債の返済完了年度）には34%のおよそ9,000人となる見通しで、「すべての公共施設等を更新し続けるのは大変難しい状況です」と記載されております。また今後、野辺地病院・小学校・体育館・みちのく丸関連施設などの大型建設が予定されていると聞いております。人口が減っていくという予測と近い将来多額のお金が必要となるということがわかりながら、現庁舎以上の規模を持つ新庁舎をつくっても財政面で大丈夫なのかとても心配です。もし、新庁舎の規模を現庁舎と同程度にするならば第1候補地は変わってくると思います。さらに新庁舎建設基本方針に沿って考えるならば、郵便局・銀行・信金・公民館に最も近く、長年慣れ親しんできた現庁舎のところに新庁舎を建てることが一番の「町民にとって利用しやすい庁舎」だと考えます。</p>	<p>新庁舎の規模であります。現在の庁舎は手狭というレベルではなく、業務に支障をきたしかねない状況であり、執務場所も各庁舎、あるいは、中央公民館、健康増進センターへ分散している状況にあります。新庁舎は行政サービスに支障をきたさない範囲において、必要最小限の規模、そして事業費で建設したいと考えております。</p> <p>また、現庁舎敷地は、建築基準法による建ぺい率を考慮した場合、新庁舎の建築面積としての余裕度はほとんどなく、また、敷地内に設置されている防災無線設備（放送局舎・アンテナ）が障害となり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じます。これにより、利用客数の多い窓口を1階に集約することや敷地内の車両の通行に支障をきたすなど、新庁舎としての利便性を十分に発揮できない恐れがあります。</p>

No.	意見の内容	町の見解
7	建設にあたって、是非進めていただきたい。歴史ある我が町にふさわしく、古風であってほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。
8	野村家離れとしての管理もあると思うが、管理も継続し、将来も必要でしょう。そのため運営、設備管理をどうするか。	庁舎が移転した場合は、行在所の管理を含めた跡地利用について別途検討したいと考えております。
9	町中心地でもあり最も適していると思われます。(現在地)	現庁舎敷地及び隣接する民有地を新庁舎の建設用地とした場合、仮庁舎の建設が必要となり、それに伴う全体スケジュールへの影響や費用負担が課題となります。この課題を解消するためには、購入した民有地に先に新庁舎を建設し、完成した後に現庁舎を解体し跡地を駐車場とすることが条件となりますが、建築基準法による建ぺい率を考慮した場合、新庁舎の建築面積としての余裕度はほとんどなく、また、敷地内に設置されている防災無線設備(放送局舎・アンテナ)が障害となり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じます。これにより、利用客数の多い窓口を1階に集約することや敷地内の車両の通行に支障をきたすなど、新庁舎としての利便性を十分に発揮できない恐れがあります。
10	買収費のかからない野小グラウンドより、なぜ1億円以上かけても、新町の候補地が良いと選んだのか。私みたいな凡人にはまったく分かりません。そんなお金をかけるなら、まだ現在地の方がよっぽどましではありませんか。候補地が、災害、緊急、土地が広い、年1回の行事時に駐車場に利用する事、すぐに庁舎が建てられる事を理由づけていますが、現在地に庁舎を建てる事がなぜだめなのかということです。現在でも役場周辺の空地が目立っているときに、さらに空地を増やしたら商店	野辺地小学校敷地の場合、進入道路が狭あいであること、グラウンド面積が減少することにより授業や運動会、クラブ活動などに支障をきたすこと、校舎付近を往来する人や車両の交通量が増えることによる児童の防犯・交通安全確保が危惧されることなどの課題があります。 また、現庁舎敷地につきましては、「新庁舎建設候補地比較表」にあるとおり、場所が変わらないため町民に受け入れやすい候補地として評価・検討されております。しかし、現庁舎敷

No.	意見の内容	町の見解
	<p>街、野辺地町に他町村の人達が来なくなり、逆に町民が離れていくような気がします。私が候補地に反対なのは、60年以上も町民に親しみ慣れた、狭いながらも新たな憩いの場として、現在地に新庁舎を建て替える考えを誰一人として発言がなかったのかであります。現在地でも、役場隣接の土地の買収が可能で、十分に計画通りに建てられると聞いております。現在地に隣地の土地を買収して、その土地に新庁舎を建て、現庁舎を解体後に駐車場を造れば今より広くなり使いやすと思います。庁舎完成までは、役場利用者は不便がかかっても町民は理解します。何より候補地に比べ、現在地のほうが町の中央で周りに公共施設も多くあり毎日多くの方が利用しているのと、海拔も高く安全で、明治天皇が宿泊した行在所と庭園という憩いの場所があり、隣地買収費も安くあがり町民の負担も軽くなるのではないのでしょうか。</p>	<p>地及び隣接する民有地を新庁舎の建設用地とした場合、仮庁舎の建設が必要となり、それに伴う全体スケジュールへの影響や費用負担が課題となります。この課題を解消するためには、購入した民有地に先に新庁舎を建設し、完成した後に現庁舎を解体し跡地を駐車場とすることが条件となりますが、建築基準法による建ぺい率を考慮した場合、新庁舎の建築面積としての余裕度はほとんどなく、また、敷地内に設置されている防災無線設備（放送局舎・アンテナ）が障害となり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じます。これにより、利用客数の多い窓口を1階に集約することや敷地内の車両の通行に支障をきたすなど、新庁舎としての利便性を十分に発揮できない恐れがあります。</p> <p>庁舎を移転することにより、商店街から人が離れていくという御意見もありますが、跡地の有効利用や町商工会、商店会などの関係機関との協働により賑わいのあるまちづくりを一層進めていきたいと考えております。</p>
11	<p>基本構想案を公民館、ホームページでの閲覧といっても、足腰が弱く、車、パソコンのない年配者にとっては無意味です。反対の方には意見を出してもらい、意見のない方は賛成とみなす様なやり方は、マニュアルどおりとしか思われません。この逆だったらどう思われますか。アンケートを募っても、そう簡単に文章は書けるものじゃないです。</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、これまで町が実施してきたものと同様の手続きにより実施したものであります。また、パブリックコメントは賛成・反対を問うものではなく、町民の御意見をお伺いするために実施するものであり、意見が提出されないから賛成であるとか、反対であるとかというものではありません。</p>
12	<p>庁舎を建てるとしても、他県の大手建設会社ではなくても、県産材で地元の設計者、大工さんに活躍してもらい、親しみや</p>	<p>工事発注に当たりますとは、安全管理、施工管理及び工程管理などにおける施工実績を十分に考慮する必要があります。</p>

No.	意見の内容	町の見解
	<p>すい、地元らしい建物を建ててほしい。他県町村より単価の高い大きな建物を建て見栄を張らないで、若年層の職場や町民の減少の問題は深刻です。どうか町民にあまり負担のかからない新庁舎を現在地に建設をよろしくお願いします。</p>	<p>事業費につきましては、基本構想案で概算工事費は直近の公共施設における建設工事費等を参考にし、㎡当たり単価を求めて概算工事費を算定しております。今後、資材費や労務費等の上昇に伴い、建設費も上昇することが懸念されますが、できる限り事業費の削減に努めたいと考えております。</p>
13	<p>基本構想案は建設候補地が「d」でありきの内容である。庁内検討会議及び新庁舎建設検討委員会の出された結論は、町民一人ひとりの意思が無視されている。したがって早急に候補地について町民から意思を募集して直接投票で決定されるべきである。</p>	<p>建設予定地の選定に当たりましては、職員による庁内検討会議及び町民の代表による検討委員会において、それぞれ様々な視点から4箇所の候補地を客観的に評価し、最も候補地として評価の高かった野辺地中学校南側新町民有地が第一候補地とされたものであります。</p> <p>なお、町民投票の実施につきましては考えておりません。</p>
14	<p>建物については、将来の人口減少を考慮して延 3,000 ㎡程度の面積でよいと思う。</p>	<p>地方公共団体は、その規模の大小にかかわらず一定の組織を持つ必要があるため、人口が減少したからと言って、それに比例して職員数も少なくて済むということにはならないことを御理解願います。</p> <p>人口減少に伴い職員数を削減していく必要はありますが、その時々行政ニーズや施策等に見合った一定程度の職員数は必要となります。</p> <p>基本構想案の段階では、職員数から必要面積を算出しておりますが、基本設計を行うに当たり、行政サービスに支障をきたさない範囲において、必要最小限の規模となるよう、検討を進めたいと考えております。</p>
15	<p>他の事業も計画されているので、2020 年までの財政運営の方向性などをまとめた「町財政中期見通し 2018」を公表し、</p>	<p>今後も行財政の効率化を進め、また政策の緊急度や優先度などに応じて、限られた財源の配分を調整することにより、持続</p>

No.	意見の内容	町の見解
	町は歳出削減を徹底して図り財政健全化を目指すべきである。	<p>可能な財政運営を実現したいと考えております。</p> <p>新庁舎建設につきましては、原子力立地給付金の減額相当分を活用することで、将来の財政運営に影響を与えることなく事業を実施することができるものと考えております。</p>
16	基本構想案の決定については、十分に審議されており非常に納得できる。(4件)	御意見として承りました。
17	基本構想案の決定については、町民にまったく説明がなく内容がまったくわからない。(18件)	<p>御意見として承りました。</p> <p>基本構想案の概要につきましては『広報のへじ平成30年1月号』でお知らせする予定であります。</p> <p>なお、来年度実施される基本設計により、新庁舎の配置や機能などが具体化されてから、その概要につきましても広報等でお知らせしたいと考えております。また、毎年度実施している「みんなで町長としゃべる会」なども活用しながら、進捗状況などを説明していきたいと考えております。</p>
18	基本構想案の決定については、ある程度理解できる。(5件)	御意見として承りました。
19	役場庁舎建設場所は、現在の役場庁舎とするべき。(27件)	<p>現庁舎敷地に建設するとした場合、駐車場も含めて新庁舎建設に必要とされる面積を確保できないため、隣接する民有地を購入する必要があります。また、新庁舎を建設する場合、仮庁舎の建設が必要となり、それに伴う全体スケジュールへの影響や費用負担が課題となります。この課題を解消するためには、購入した民有地に先に新庁舎を建設し、完成した後に現庁舎を解体することが条件となりますが、建築基準法による建ぺい率を考慮すると、建築面積に余裕があるとは言えず、また、現庁舎敷地内に設置されている防災無線設備(放送局舎・アンテナ)</p>

No.	意見の内容	町の見解
		<p>が支障にもなり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じます。これにより、利用客数の多い窓口を1階に集約することや敷地内の車両の通行に支障をきたすなど、新庁舎としての利便性を十分に発揮できない恐れがあります。</p>
20	<p>役場庁舎建設場所は、野辺地中学校南側新町民有地とするべき。</p>	<p>野辺地中学校南側新町民有地を、新庁舎建設に係る第一候補地とするべきとの御意見として承りました。</p>
21	<p>新庁舎の建設規模については、今まで我慢してきたので立派なものを建ててほしい。(3件)</p>	<p>行政サービスに支障をきたさない範囲において、最小限の規模、そして事業費で建設したいと考えております。</p>
22	<p>新庁舎の建設規模については、立派な庁舎をつくるよりコンパクトなほうが良い。(23件)</p>	<p>同上</p>
23	<p>新庁舎の事業費は妥当だと思う。(2件)</p>	<p>基本構想案で概算工事費は直近の公共施設における建設工事費等を参考にし、㎡当たり単価を求めて概算工事費を算定しております。今後、資材費や労務費等の上昇に伴い、建設費も上昇することが懸念されますが、できる限り事業費の削減に努めて参ります。</p>
24	<p>新庁舎の事業費は高すぎる。(21件)</p>	<p>同上</p>
25	<p>新庁舎建設の財源として来年から原子力立地給付金全額を町で受けとりその費用を充てることについて賛成である。(6件)</p>	<p>原子力立地給付金の全額相当分は、福祉対策や地域活性化などの事業に充て、それに充てていた一般財源相当分から基金を造成し、新庁舎完成まではその全額を新庁舎建設に向けることが必要です。新庁舎完成後は、新庁舎建設に係る起債の償還に充て、残りの部分に関しては、今後見込まれる投資的事業等に充てるため、公共施設整備基金等に積み立てていくことを想定しております。これにより、将来の財政運営に影響を与えることなく、新庁舎建設を実現できるものと考えております。</p>

No.	意見の内容	町の見解
26	新庁舎建設の財源として来年から原子力立地給付金全額を町で受けとりその費用を充てることについて納得できない反対である。(17件)	同上
27	今現在の他市町村の人口における役場職員の人数等を比較して少数精鋭主義に徹するよう、これから毎年町民減少だと職員も少なくして当然コンパクトに。	<p>地方公共団体は、その規模の大小にかかわらず一定の組織を持つ必要があるため、人口が減少したからと言って、それに比例して職員数も少なくて済むということにはならないことを御理解願います。</p> <p>人口減少に伴い職員数を削減していく必要はありますが、その時々々の行政ニーズや施策等に見合った一定程度の職員数は必要となります。</p> <p>基本構想案の段階では、職員数から必要面積を算出しておりますが、基本設計を行うに当たり、行政サービスに支障をきたさない範囲において、必要最小限の規模となるよう、検討を進めたいと考えております。</p>
28	協力してくれる地主が増えたならそれを考慮してみることに。	<p>現庁舎敷地に建設するとした場合、駐車場も含めて新庁舎建設に必要とされる面積を確保できないため、隣接する民有地を購入する必要がありますが、当該場所における用地購入面積は、基本構想案 18 ページに掲載のとおり、隣接する民有地約 1,700 m<sup>2</sup>としており、それ以外につきましては購入することは考えておりません。</p> <p>また、新庁舎を建設する場合、仮庁舎の建設が必要となり、それに伴う全体スケジュールへの影響や費用負担が課題となります。この課題を解消するためには、購入した民有地に先に新庁舎を建設し、完成した後に現庁舎を解体することが条件と</p>

No.	意見の内容	町の見解
		<p>なりますが、建築基準法による建ぺい率を考慮すると、建築面積に余裕があるとは言えず、また、現庁舎敷地内に設置されている防災無線設備（放送局舎・アンテナ）が支障にもなり、新庁舎の配置が制限されるという問題が生じ、結果的に新庁舎の利便性の低下につながる恐れがあります。</p>
29	<p>新庁舎の事業費は、他市町村の直近の建設費を参考にすること。</p>	<p>基本構想案で概算工事費は直近の公共施設における建設工事費等を参考にし、㎡当たり単価を求めて概算工事費を算定しております。今後、資材費や労務費等の上昇に伴い、建設費も上昇することが懸念されますが、できる限り事業費の削減に努めて参ります。</p>
30	<p>もう少し説明してから実行してほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。</p> <p>本構想案の概要につきましては『広報のへじ平成30年1月号』でお知らせする予定であります。</p> <p>なお、来年度実施する基本設計により、新庁舎の配置や機能などが具体化されてから、その概要につきましても広報等でお知らせしたいと考えております。また、毎年度実施している「みんなで町長としゃべる会」なども活用しながら、進捗状況などを説明していきたいと考えております。</p>
31	<p>道路に駐車しなくても良い駐車場があつて欲しい。特に冬場は危ない。</p>	<p>100台程度の駐車スペースを確保する予定としております。</p>
32	<p>早期に建てて欲しい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、建設スケジュールにつきましては、平成30年度に基</p>

No.	意見の内容	町の見解
		本設計・実施設計を行い、31年度に工事着手、32年度には工事完了という計画となっております。
33	新庁舎についてはよい悪いがありますが、もっとコミュニケーションを取るようお願いする。	いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。
34	原子力立地給付金を半額にしてほしい。	<p>新庁舎建設に必要な経費のうち、地方債の対象とならない部分は、庁舎建設基金から支出する予定です。必要額を賄うためには、原子力立地給付金の半額分では不足する見込みとなっております。このため、原子力立地給付金の全額を減額させていただくこととしました。</p> <p>原子力立地給付金の全額相当分は、福祉対策や地域活性化などの事業に充て、それに充てていた一般財源相当分から基金を造成します。</p> <p>新庁舎完成まではその全額を新庁舎建設に向け、新庁舎完成後は、新庁舎建設に係る起債の償還に充て、残りの部分に関しては、今後見込まれる投資的事業等に充てるため、公共施設整備基金等に積み立てていくことを想定しております。これにより、将来の財政運営に影響を与えることなく、新庁舎建設を実現できるものと考えております。</p>
35	庁舎駐車場は、両方から出入りできるようにしてもらいたい。	いただいたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。
36	土地の購入、工事入札、経理で町民に十分な説明を行い、適正な手順を経ることをお願いする。	事業の進捗状況は、随時、広報等でお知らせしたいと考えております。また、土地の購入、工事入札等は、適正な手続きにより執行いたします。
37	交通の利便性を考えても現在の場所がベスト。野辺地中学校	建設候補地についての御意見であります。野辺地中学校南

No.	意見の内容	町の見解
	<p>南側新町民有地では車の出入がむずかしい。(迂回道路が不十分)</p> <p>基本構想案には、現在の庁舎での説明が不足している。(隣接地等を購入するなどの意見がない)</p> <p>始めから新町中学校前ありきで建設が進められている。</p>	<p>側新町民有地の場合、県道馬門野辺地線のほか周辺の町道とも接道しております。県道馬門野辺地線の交通量がどの程度支障を及ぼすのか明確ではありませんので、交通量調査等を勘案した上で、必要があれば対応を検討したいと考えております。</p> <p>また、基本構想案 18 ページ「④土地の所有及び用地買収に係る費用」に、現庁舎敷地の場合は必要面積を確保するため約 1,700 m<sup>2</sup>の隣接民有地を買収することを掲載しております。</p> <p>建設予定地の選定に当たりましては、職員による庁内検討会議及び町民の代表による検討委員会において、それぞれ様々な視点から 4 箇所の候補地を客観的に評価し、最も候補地として評価の高かった野辺地中学校南側新町民有地が第一候補地とされたものであり、最初から特定の場所ありきで基本構想の検討を行ったものではありません。</p>